

# 平成 21 年度 財政健全化判断比率及び 資金不足比率の公表

平成 21 年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率について、監査委員の審査を経て、第 6 回安平町議会定例会（9 月開催）に報告しました。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により公表します。

## 1. 健全化判断比率

4 指標	安平町	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	— (—)	15%	20%
②連結実質赤字比率	— (—)	20%	30%
③実質公債費比率	16.4% (17.5%)	25%	35%
④将来負担比率	127.4% (84.2%)	350%	

健全化判断比率については、4 指標とも早期健全化基準を下回り、健全な水準となっています。

※ ( ) 内は前年度

①実質赤字比率は一般会計において、実質収支は 4,904 万円の黒字であり、実質赤字は生じていないことから該当しません。  
②連結実質赤字比率についても、国民健康保険事業特別会計ほか 4 つの公営事業会計で実質赤字は生じていないうえ、

簡易水道事業特別会計ほか 3 つの公営企業会計においても資金不足は生じていないことから、連結実質赤字比率は該当しません。

公営企業会計名	安平町	経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	— (—)	20%
公共下水道事業特別会計	— (—)	20%
工業団地事業特別会計	— (—)	20%

資金不足比率についても、各特別会計ともに実質収支は黒字であり、資金不足を生じた公営企業はありません。

※ ( ) 内は前年度

## 2. 資金不足比率

将来負担比率については、前年度の 84.2% から 127.4% に増えてています。

前年度の 84.2% から 127.4% に増えています。

前年度の 84.2% から 127.4% に増えています。

## 3. 健全化判断比率及び資金不足とは

(1) 実質赤字比率  
福祉、教育、まちづくりなどを行う一般会計の赤字額を

どを行なう一般会計の赤字額を

町税や地方交付税等の財源の

規模と比較して指標化し、財

政運営の悪化の度合いを示す

指標です。

毎年 4 月に始まり 3 月に終わる町の会計年度における歳出は、歳入の範囲内で行うことが原則であり、歳出に対しても歳入が不足し、赤字が生じることは望ましくありません。この赤字を解消するには、翌年度の歳入を充てる繰上充用や翌年度に支払を延ばす支払繰延などがあります。赤字額を翌年度において、歳入確保または歳出削減ができなければ、更に赤字額が累積していくことになります。

(2) 連結実質赤字比率  
すべての会計の赤字と黒字

を合算して、町全体の赤字の

程度を把握するため、町税や

地方交付税等の財源の規模と

比較して指標化し、地方公共

団体全体としての財政運営の

悪化の度合いを示します。

(3) 実質公債費比率  
借入金(地方債)の返済額

地方公共団体の会計は、一

般会計の他に料金収入等を主

な財源として事業を実施して

いる水道や下水道といった公

営企業など複数の会計に分か

れていました。

ます。

一般会計の借入金や公営企

業等ほかの特別会計の借入金

に対する一般的な会計から繰り

出す経費、また、近隣町との

組合により整備したゴミ処理

関係施設に係る負担金なども

あります。

ます。

ます。